

農地転用許可に係る審査基準の改正について

1 改正理由・内容

「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成30年5月15日付け30農振第78号農林水産省農村振興局長通知）が廃止され、「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」の制定について」（令和6年3月25日付け5農振第2825号農林水産省農村振興局長通知）が施行されることを受け、審査基準で引用する通知を変更するもの。

2 施行期日

令和6年4月1日